

中部 NGO-JICA 中部 地域協議会 運用細則

1. 目的

中部 NGO-JICA 中部 地域協議会 協議会コーディネーター会議(以下、コーディネーター会議)は、中部 NGO-JICA 中部 地域協議会(以下、「協議会」)の運用を円滑に行うために、本運用細則を定める。

2. 協議会への参加手順

- 1) 団体の事前登録については、NGO 側窓口を名古屋 NGO センターとし、コーディネーター会議が確認した上で、登録を行う。
- 2) ただし、名古屋 NGO センターの加盟団体、草の根技術協力事業の採択経験のある団体、日本 NGO 連携無償資金協力の採択経験のある団体は協議を省略し、報告のみとする。
- 3) 参加申込みについては、NGO 側窓口を名古屋 NGO センター、JICA 側を JICA 中部とし、NGO 側、JICA 側、双方の参加者名簿を、原則前日までに交換する。

3. 協議会コーディネーター会議の運用

- 1) NGO、JICA の双方のコーディネーターは、それぞれ 2 名から 5 名程度とする。
- 2) コーディネーター会議からの指示の下に、協議会運営にかかる各種支援業務は、名古屋 NGO センターおよび JICA 中部の要員がそれぞれ行う。

4. 協議会議事録の作成

- 1) 議事録の作成は、コーディネーター会議、名古屋 NGO センターおよび JICA 中部の要員が担当する。議事録は逐語とせず、議事録案を発言者に確認してもらうこととする。
- 2) 当面は原案を JICA 中部の要員が作成し、その内容を吟味した後、議事録案を発言者に確認してもらうこととする。発言者への確認は、NGO 側は名古屋 NGO センターの要員が、JICA 側は JICA 中部が担う。

5. 本運用細則の変更

- 1) この運用細則の変更もしくは追加については、その都度本協議会コーディネーター会議で協議のうえ、これを行う。
- 2) 変更事項は、協議会に報告する。

6. 附則

- 1) この運用細則は、平成24年2月23日より施行する。